令和９年度
伊賀市地域活動支援事業補助金

＜協働促進支援＞

申請の手引き

伊賀市

1　協働促進支援の目的

多様化するニーズ、地域課題や社会的課題にきめ細やかに対応していくためには、NPO 団体等のさまざまな主体と行政が、ともに知恵と技術を出し合いながら取り組むことが必要となります。

そこで、市が定めるテーマ（課題等）に対して、NPO 団体が企画した事業を申請し、市との協働事業として実施することにより、市民と市がそれぞれの役割を担い、互いの特性や能力を発揮しながら課題解決を図り、協働のまちづくりを推進します。

また、民間団体同士の協働も支援の対象です。

2　募集する事業（協働促進支援の仕組み）

①行政との協働

市が定めるテーマ（課題等）に対して、団体が具体的な事業の実施方法を提案し、団体と行政が協議しながら事業を実施していくもの

市が定めるテーマ（課題等）に対しての企画提案　【テーマ設定型】

あらかじめ行政が定めたテーマ（課題等）に基づいて団体から協働事業を具体的に企画し提案するものです。

②さまざまな主体との協働

団体が公益的な事業の実施（企画案）を市に提案して、団体同士が協議しながら事業を実施していくもの

市民活動団体の自由な発想による企画提案【自由テーマ型】

団体がさまざまな主体と協働し、自由なテーマで協働事業を企画し提案するものです。

３　事業内容について

市民等が自主的に不特定かつ多数の者の公益の増進に寄与することを目的に行う活動であって、以下のいずれにも該当しない事業が対象となります。

- 営利を目的とする活動（営利とは、利益を構成員で分配することを意味します。）
- 宗教又は政治活動を目的とする活動
- 反社会的な活動
- 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の助成を受けている事業
- 既に同一内容の事業で３回本補助金の交付を受けたことがある事業

４　対象団体

市民公益活動を行う団体であり、以下の要件をすべて備えている必要があります。
なお、法人格の有無は問いません。

- 市内に在住、在学、又は在勤する５人以上の者で構成されていること。
- 活動拠点が市内にある、又はその活動が主に市内で行われること。
- 定款、規則、会則等を有していること。
- 年間を通して活動し、事業に係る収支が明らかであること。
- 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- 住民自治協議会や自治会、区でないこと。（自治組織に関する規則（平成 23 年伊賀市規則第 36 号）第２条に定められた団体でないこと。）

５　補助率及び補助金額

部門	協働促進支援	
	①行政との協働 （テーマ設定型） 市が一定の目的を定めたテーマに対して、具体的な計画や運営を企画し、団体と市が協働して行うことで著しい効果が期待できる事業	②さまざまな主体との協働 （自由テーマ型） 他の団体と協働で実施する事業
補助率	10／10	１／２
補助限度額	５０万円以内	３０万円以内

６　対象となる経費

対象となる経費は、団体が行う補助事業の実施にかかる経費とします。

対象費目、主な経費の種類は次のとおりです。

項　　目	補助対象経費
共済費、賃金	スタッフ賃金　等
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼等で実施団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	調査、講師・有識者等の旅費
需用費	消耗品費（各種材料費、食材費、資料代等）、燃料費（ガス代、ガソリン代等）、光熱水費（電気代、水道代等）、印刷製本費（写真代、ポスター、チラシ、横断幕製作費等）、修繕費
役務費	通信費（切手代、宅配料金、電話代等）、通訳料、保険料、筆耕料
委託料	実施団体の構成員以外の者に支払う経費
使用料 賃借料	会場、会議室、バス借上料、コピー使用料、施設入場料
備品購入費	３年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費で、その購入総額は 10 万円以内に限る。ただし、市長が特に必要かつ適正と認めるものはこの限りでない。※申請の際に見積書を添付してください。
負担金	負担金および研修参加費（飲食費を除く）

７　事業期間

令和９年４月１日～令和 10 年３月３１日

８　事業実施までの流れ

①事業申請

次の書類を添えて、期限までに提出してください。

◆ 提出書類 ◆

（１）　伊賀市地域活動支援事業審査申込申請書（様式第１号）
（２）　補助事業に係る事業計画書（様式第２号）
（３）　補助事業に係る収支予算書（様式第３号）
（４）　団体定款・規約・会則
（５）　団体の前年度（令和７年度）の実績報告書及び収支決算書
　　（申請年度に設立した団体除く。）

行政と協働する場合は・・・

申請にあたっては、協働の相手方となる市の担当課と協議をしてください。必要に応じて、地域政策課を交え協議をお願いします。

協議の内容

協議

- 事業の内容はどんなもの？
- 既存の類似事業はないか？
- 法・制度的に問題はないか？
- 事業の実現可能性は？
- 事業実施手法や役割分担はどうしていくか？　　等

お互いが対等な立場で事業を実施しますので、必ず協働相手（担当課）と事業内容について協議し、合意のうえで申請してください。

②審査（公開審査会）

対象事業については、審査会において審査し、その結果をもとに市長が決定します。
審査は提出いただいた書類と、公開プレゼンテーションで説明していただいた内容をもとに審査基準により審査します。
プレゼンテーションは申請団体がします。

【協働促進支援審査基準】

１	緊急性、重要性	緊急性、重要性が高い地域課題やニーズを具体的に把握しているか
２	自立性、持続可能性	自立できることが期待でき、継続的に取り組むことができるか
３	実現可能性	事業内容、予算規模、実施体制等が実現可能か
４	公益性	不特定多数の者の利益又は社会の利益につながるか
５	協働	それぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力しているか

③公開審査会の結果及び通知

公開審査会の結果は審査会終了後、会場で発表します。申請団体には審査決定通知書を送付します。

※採択団体は、４月１日以降に補助金交付申請を提出いただきその後、補助金交付決定通知書を交付します。



事業実施に当たっての各種事務手続きが必要となります。
詳しくは、「事業実施に至る流れ及びスケジュール」をご覧ください。

④事業の実施

市担当課と必要に応じて協議を行いながら事業を実施してください。
なお、事業に伴う領収書等の会計関係書類は実績報告の際に必要となりますので、必ず保管してください。

◆ 提出書類 ◆
- 交付申請書（様式第5号）
- 事業計画書（様式第2号）※審査時に提出したものと同様のもの
- 収支予算書（様式第3号）※審査時に提出したものと同様のもの

⑤事業実績報告

事業終了次第、次の書類を提出してください。

◆ 提出書類 ◆
- 実績報告書（様式第６号）
- 交付決定通知書の写し
- 成果報告書（様式第７号）
- 収支決算書（様式第８号）
- 自己評価報告書（様式第９号）
- 口座振込依頼書
- 収入および支出の内訳がわかる領収書等の書類の写し
- 活動の実施状況がわかる写真、資料当(事業パンフレット、活動写真、新聞記事等)

⑥確定通知、補助金等交付

上記⑤の提出書類について内容を審査し補助金額確定後、補助金を交付します。

※事前に補助金の交付が必要な場合は、概算払いの申請ができます。

概算払申請書（様式第１１号）に口座振込依頼書を添えて提出してください。

９　書類の提出方法

(1)募集期間

令和8年 11 月 1 日（日）～12 月 25 日（金）

(2)提出先

伊賀市地域連携部　地域政策課

※開庁日の午前９時００分～午後４時３０分まで

お願い　資料に不備がある場合、受付できない場合があります。
早めのご準備(ご相談等)をお願いします。

◆事業実施に至る流れ及びスケジュール◆

月　日	事務の流れおよび必要書類
令和８年１１月　１日～ １２月２５日	**【事業申請】** ・審査申込書（様式第１号） ・補助事業に係る事業計画書（様式第２号） ・補助事業に係る収支予算書（様式第３号） ・団体の定款、規約、会則等 ・団体の前年度（令和７年度）の実績報告書及び収支決算書 （申請年度に設立した団体は除く）
令和９年３月上旬～中旬	**【公開審査会】** （プレゼンテーション）
３月下旬	**【審査決定通知】**※市から送付
４月～	**【補助金交付申請】** ・交付申請書（様式第５号） ・事業計画書（様式第２号） ・収支予算書（様式第３号）
補助金交付決定後	**【補助金交付決定通知】**※市から送付
交付決定通知日以降	**【事業着手後】** ・事業着手届（様式第６号） ※概算払い可
事業実施	
事業終了後 30 日以内もしくは ３月 31 日までのいずれか早い日	**【事業実績報告】** ・実績報告書（様式第６号） ・成果報告書（様式第７号） ・収支決算書（様式第８号） ・自己評価報告書（様式第９号） ・交付決定通知書の写し ・活動状況がわかる資料 ・支払い内容がわかる書類（領収書等） ・口座振込依頼書
補助金額の確定後	**【補助金確定通知】**※市から送付

１０　市が定めるテーマ（課題等）について

市が定めるテーマ（課題等）については下記のとおりです。

名称	国籍を超えた地域交流事業
担当課	多文化共生課　　連絡先：0595-22-9702
担当課が抱える課題	令和３年８月に策定の「伊賀市多文化共生指針」及び、令和５年２月には「多文化共生推進プラン」に基づき、計画的に多文化共生社会推進のための事業を展開しています。 多文化共生を推進するためには地域での外国人住民と日本人住民との関わりや相互理解が不可欠ですが、交流の機会をあまりもつことができていない現状があります。 外国人住民も地域の一員・人材として地域づくりを促進するために、地域で外国人住民と日本人住民との交流の機会を増やし、協働を促す必要があります。
市単独でも課題解決できたこと	市民を対象とした「やさしい日本語」講座を実施し、外国人にも通じる日本語があるという認識をもち、活用してもらえるよう事業を行ってきました。 また、イベントなどで多文化共生の重要性を啓発するとともに、さまざまな文化に触れる機会をつくってきました。
市単独では課題解決できなかったこと	「やさしい日本語」講座や多文化理解のイベントを実施するだけでなく、「やさしい日本語」講座で得た知識を実際に活用するところまでつなげることや、イベント以外の日常で交流する機会をつくることは、市単独では難しい状況です。
民間団体と協働することで課題解決できること、あるいは実現したいこと	長年外国人住民に寄り添い、多文化共生社会の推進のため多岐にわたり事業を実施している団体と協働することで、より効果的な事業の実施が可能となります。 地域の中でその地域に住む外国人住民との交流の機会を設け、国籍にかかわらず人と人がつながるきっかけづくりを進めることにより、外国人住民も地域の担い手として協力し合える関係づくりの実現をめざします。
総合計画等での位置付け（当該テーマの解決が総合計画等のどこを推進するか。）	伊賀市総合計画 政策No.３－９　多文化共生　国籍や文化の違いを認め共生する 伊賀市多文化共生推進プラン（第１期） 展開方向３　国籍を超えた交流による地域づくり

◇ 提出先・問い合わせ ◇

伊賀市地域連携部　地域政策課
TEL　0595-22-9639
FAX　0595-22-9694
Ｅメール　chiikidukuri@city.iga.lg.jp

伊賀市ＨＰ

伊賀市市民活動
支援センターＨＰ